

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

福祉除雪サービスの利用を



自力で除雪が困難な高齢の方、障がいのある方の世帯を対象に、間口(道路に面した出入り口部分)と玄関までの通路部分の除雪作業を、地域住民や地元企業などから募った地域協力が行います。

対 道路に面する一戸建て住宅に住み、約500円以内に除雪を援助できる子または子の配偶者がなく、次のいずれかに該当し、自力で除雪が困難な世帯。①70歳以上の方だけの世帯②重度の身体障がいのある方だけの世帯③70歳以上の方と重度の身体障がいのある方だけの世帯④区社会福祉協議会が特に認めた世帯。

料 市民税課税世帯≪1万円(一冬当たり)、市民税非課税世帯≪5千円(同)、生活保護世帯≪無料。

申 区の社会福祉協議会、区役所、まちづくりセンターで配

布中の申込書をご覧の上、10月4日(水)(消印有効)までに持参、送付。※除雪作業を行う地域協力員も募集中。

詳細 区の社会福祉協議会(区役所/1階、ただし白石区は☎(861)3700)か区役所の保健福祉課

**在宅福祉サービス協会
協力員登録説明会**

高齢者、障がいのある方などへの援助を行う協力員(有償ボランティア)登録のための説明会。活動への謝礼は1時間700円程度です。

日 9月25日(月)午前9時30分～正午。80人。

料 年会費700円(来年3月までの分。登録者のみ当日納入)。

申 9月14日(木)から☎(先着)

申 込先詳細 在宅福祉サービス協会(リンケージプラザ内/14階)☎(272)4440

重度心身障害者医療費助成

9月30日(土)に、障害児施設利用者に係る医療費公費負担が廃止されますが、左記に該当する方は、10月1日(日)から重度心身障害者医療費助成制度による医療費の助成を受けることができます。市内に住む・外国人登録がある健康保険加入者が対象です。事前に区役所の保健福祉課で受給者証の交付申請をしてください。

対 ①1・2級と3級(心臓、

じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る)の身体障害者手帳をお持ちの方②知的障がいがあり、A判定の療育手帳をお持ちか、重度と判定(診断)された方。

助成額 保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割(負担の上限あり)を除いた金額。

詳細 区役所(1階)の保健福祉課

児童手当・特例給付

4月に制度改正(対象年齢の小学6年までの拡大、所得制限の引き上げ)が行われました。制度改正の該当者に限り、9月29日(金)(送付は30日(土)必着)までに受け付けた場合は、4月もしくは支給要件に該当した月の翌月分から手当を支給します。10月以降に申請した場合は、原則どおり申請月の翌月からの支給となりますので、まだ申請されていない方は、至急手続きをお願いします。

詳細 区役所(1階)の保健福祉課

災害遺児手当の支給

対 交通事故、労働災害、不慮の災害で父母などを失った(重度障がいを含む)義務教育修了前の遺児を扶養する方。

手当額 月額2千500円(1人)。

申 戸籍謄本、世帯全員の住民票の写し、事故の証明、印鑑などを持参し、随時、区役所の保健福祉課へ。

詳細 区役所(1階)の保健福祉課

未婚者のついで

内 身体に障がいのある方の結婚を目的とした出会いの会。

日 9月24日(日)午前11時。厚生年金会館(中央区北1西12)。

対 20歳～60歳で、身体的・経済的に自力生活が可能な方。

料 2千500円。

申 はがき、FAX。上欄必要事項と職業、障がいのある方は障がい名を記入し、9月15日(金)必着)までに身体障害者福祉協会(〒063-0802西区二十四軒2の6身体障害者福祉センター1内、FAX(641)8966)へ。

9月20日(水)以降の参加取り消しは、費用を全額負担。

詳細 身体障害者福祉協会☎(641)8853

お母さんのための教養講座

内 パソコンの基本を学ぶ。

日 9月26日(火)、28日(木)午前9時30分～午後3時30分。

所 母子寡婦福祉センター(中央区大通西19社会福祉総合センター内)。

対 母子家庭の母か寡婦(以前母子家庭の母だった方)20人。

料 500円。

申 9月15日(金)から☎(先着)

申 込先詳細 母子寡婦福祉センター☎(631)3270

障がいのある方の福祉サービス変更

10月から福祉サービスが変わります。詳しくはお問い合わせください。

①補装具・日常生活用具の種別見直し(自助具と統合、パソコンなどの廃止、スマホの日常生活用具化など)、費用負担見直し(生活保護世帯以外は費用の1割負担、負担上限あり)、②ガイドヘルプサービスの一部変更。

詳細 区役所(1階)の保健福祉課



新築住宅の税額軽減措置

今年中に新築する住宅については、床面積などが一定の要件に該当する場合、来年度から固定資産税が一定期間減額されます。詳細はお問い合わせください。

詳細 区役所(1階)の課税課

耐震基準適合住宅の税額減額措置

昭和57年1月1日以前に建